

令和5年度

第22回宮城県屋外広告物審議会議案書

令和6年3月
宮城県屋外広告物審議会

目 次

- 1 議案第 30 号
「屋外広告物審議会運営規程の一部改正（案）」について . . . 1
- 2 議案第 31 号
「屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）」について . . . 5

議案第 30 号

「屋外広告物審議会運営規程の一部改正（案）」について

「宮城県屋外広告物審議会運営規程の一部改正（案）」について

1 改正内容

宮城県屋外広告物審議会運営規程（平成5年7月6日審議会決定）の一部を次のように改正する。

第4条中「第3号」を「第2号」に、「第5号」を「第4号」に改める。

第8条を第9条、第7条を第8条、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（Web会議システムを利用した会議の開催）

第6条 条例第43条第1項の審議会の会議について、会長が必要と認めるときは、委員は、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。

2 Web会議システムによる出席又は議事の採決は、それぞれ条例第43条第2項又は第3項に規定するものとして取り扱う。Web会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

3 Web会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該Web会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

4 Web会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

5 審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱（平成11年6月18日県情公第42号総務部長通知）第4条により会議が非公開で行われる場合は、委員以外の者に視聴させてはならない。

2 改正理由

（1）第4条の改正について

屋外広告物条例を改正し、第40条第2項第2号を削ったことによる号ずれによるもの。

（2）第6条の改正について

ウェブ会議システムを利用した会議の開催について運営規程に明文化するもの。

3 施行期日

令和6年3月28日

宮城県屋外広告物審議会運営規程新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
<p>宮城県屋外広告物審議会運営規程</p> <p>第1条から第3条まで（略）</p> <p>（代理者の出席）</p> <p>第4条 条例第40条第2項第2号から第4号に掲げる者のうちから任命された委員にあっては、会議に係る権限を委任した代理者を出席させることができる。</p> <p>第5条（略）</p> <p><u>（Web会議システムを利用した会議の開催）</u></p> <p>第6条 条例第43条第1項の審議会の会議について、<u>会長が必要と認めるときは、委員は、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。</u></p> <p>2 <u>Web会議システムによる出席又は議事の採決は、それぞれ条例第43条第2項又は第3項に規定するものとして取り扱う。Web会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。</u></p> <p>3 <u>Web会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該Web会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。</u></p> <p>4 <u>Web会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。</u></p> <p>5 <u>審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱（平成11年6月18日県情公第42号総務部長通知）第4条により会議が非公開で行われる場合は、委員以外の者に視聴させてはならない。</u></p>	<p>宮城県屋外広告物審議会運営規程</p> <p>第1条から第3条まで（略）</p> <p>（代理者の出席）</p> <p>第4条 条例第40条第2項第3号から第5号に掲げる者のうちから任命された委員にあっては、会議に係る権限を委任した代理者を出席させることができる。</p> <p>第5条（略）</p> <p>（新設）</p>

改正後（新）	改正前（旧）
（会議の公開等） 第 <u>7</u> 条	（会議の公開等） 第 <u>6</u> 条
（議事録） 第 <u>8</u> 条	（議事録） 第 <u>7</u> 条
（雑則） 第 <u>9</u> 条	（雑則） 第 <u>8</u> 条

議案第 31 号

「屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）」に
ついて

「屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）」について

1 改正する例規

- (1) 屋外広告物条例（昭和49年宮城県条例第16号）
- (2) 屋外広告物条例施行規則（昭和49年宮城県規則第44号）

2 改正内容

(1) 安全点検に係る変更

〔条例第12条の3、規則第9条の3〕

設置後10年以内の屋外広告物について、目視による確認により点検を免除できる旨の規定を削除した上で、以下のとおり目視による確認の取扱いを変更し、安全点検の対象とするもの。

- ・目視の確認について、資格者によることを義務づける。
- ・目視の確認箇所を定める。
- ・許可更新時に目視の確認結果の提出を義務づける。

(2) 安全点検報告書の添付書類の変更

〔規則第9条の3〕

- ・全景の写真に加えて、点検箇所及び異常箇所の改善状況の写真の添付を義務づけるもの。

3 改正の理由

近年、本県管轄内で屋外広告物の落下等事故が相次いで発生したことを受け、屋外広告物の安全確認体制の強化を図るもの。